

実践

税理士のための 租税教室実践マニュアル



近畿税理士会 租税教育推進部

租税教室を担当するみなさまへ

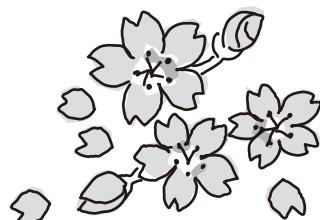
近畿税理士会（以下、「本会」という）では、
租税教育事業を社会貢献の一つとして位置づけ、
平成12年度より事業計画の重点施策の一つとして取り組んできて以来、
租税教室の開催回数は順調に増え、令和元年度には2,300件を超えるに至りました。
感染症予防の観点から、対面での租税教室が行えない時期もありましたが、
新たにウェブ租税教室への取り組みが進みました。
教育現場での「主権者教育」への高まりにより、
「税理士が行う租税教室」は、今後、ますます求められていくことでしょう。

租税教室の現場に立たれる皆様が、円滑に、そして一定レベルの授業を展開できるよう、
小学生、中学生、高校生ともにディスカッションを含む
アクティブラーニングを意識したテキストを用意しています。
また、授業の補助に使えるように約3分の短編アニメーションや約11分の
長編アニメーションを作成しています。
テキストや資料、アニメーションは本会ホームページにて公開しています。

また、日本税理士会連合会においては、
漫画で作成した租税教育副読本「税って何かな？」を
全国の小・中学校へ配布するとともに、
この副読本を活用したテキスト（パワーポイント）も作成しております。
工夫して使用していただければ、
より児童・生徒にとって興味の湧く授業展開ができるでしょう。

平成26年に税理士法が改正され、
租税教育等に関する事項が日税連及び税理士会の会則の絶対的記載事項となりました。
今後、ますます租税教育を行う担い手として、税理士が重要な役割を果たすことでしょう。
また、教育現場において学習指導要領に基づいた指導が求められていることから、
本マニュアルではその対応ができるよう、詳しく解説を加えております。

よく、「租税教育は大切だが、実際の授業をどのようにすれば良いのかわからない」、
「初めてで大変だ」という意見を聞きます。
これまで教壇に立たれたことのない会員の皆様におきましても、
安心して租税教育事業に取り組んでいただけるよう
心がけて編集しておりますので、自信をもって租税教室に取り組んで下さい。
このテキストが、その一助になれば幸いです。



令和5年6月
近畿税理士会 租税教育推進部

目 次

第1章 税理士が行う租税教育とは

税理士が行う租税教育とは.....	3
-------------------	---

第2章 学習指導要領と租税教育

I 学習指導要領とは.....	5
II 租税教育に盛り込むべきポイント.....	6

第3章 スケジュール編

開催スケジュール.....	7
---------------	---

第4章 講議編

I 講義に向けて.....	11
II ディスカッション.....	21
III ウェブ租税教室.....	24
IV Q&A.....	27



第1章 税理士が行う租税教育とは

- 1. 租税教育の目的 「税とは何か?」「なぜ税を納めなければならないのか?」
- 2. 租税教育等における税理士の役割 「なぜ税理士が租税教育を行うのか?」

1. 租税教育の目的

日本国憲法は、第30条で納税の義務を、第84条で租税法律主義を謳っている。我が国は、租税制度の基本を申告納税制度に置いているが、申告納税制度は国民が納税者という立場で自らの計算によって租税債務を確定し、自らの納税によりその債務を履行する制度である。

これは租税制度での国民主権を表すといわれ、民主的な手続の側面を持つものであり、この申告納税制度を支えるのが国民の租税についての正しい知識と理解である。

租税教育等の目的は、租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知るとともに、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を持つ国民を育成することでもあり、併せて国民に対し税理士制度を正しく周知することである。

効果的な租税教育等により納税に対する健全な知識が醸成されれば、民主国家の発展に大きく寄与することとなり、これは教育基本法の教育の目的である「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成する」ということにも合致するものである。

2. 租税教育等における税理士の役割

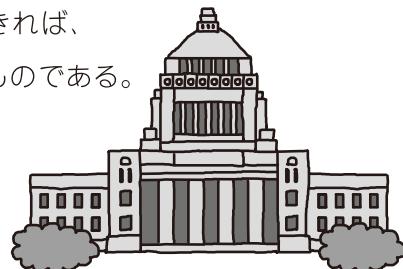
税理士法第1条では税理士の使命として、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定している。

また、税理士は租税に関する法令を熟知し、るべき税制について国に対し建議ができる専門的能力を有しており、一方で日常的に広く納税者に接し、納税者の良き理解者でもある。従って税理士は、租税教育等のテーマである税とは何か、なぜ税金を納めなければならないのか、税がどのように使われているかなど、独立した公正な立場で税の役割について指導すべき適任者であると言える。

つまり、税理士は、教育関係者、行政機関などに租税教育等の充実を求める社会公共的使命を担っていると言っても過言ではなく、また税理士自身が社会貢献の一環として租税教育等に積極的に取り組むことの意義を十分自覚しなければならない。このことは、無償独占という権利を賦与されていることに対する税理士の義務と考えることもできよう。

租税教育等を通じて申告納税制度の維持発展に寄与することにより、
広く社会に向けて国民の信頼に応え、納税者の期待に応えることができれば、
申告納税制度と不可分の関係にある税理士制度の発展にもつながるものである。

出典:日本税理士会連合会HP
「租税教育等基本指針」



税理士制度と租税教育

租税制度

(租税法律主義)……憲法第30条、第84条

- 法律の根拠に基づくことなしには、国家は租税を賦課・徴収してはならず、国民は納税の義務を負うことはない

(租税公平主義)……憲法第14条第1項

- 税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならず、各種の租税法律関係において国民は平等に取り扱われなければならない

(申告納税制度の採用)

- 納税者が自らの計算によって租税債務を確定し、自らの納税によりその債務を履行する制度であり、租税制度における国民主権を表す
- 申告納税制度を支えるには、納税者の租税についての正しい知識と理解が必要

税理士制度

(社会的使命)……税理士法第1条

- 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする

(税務に関する専門家)

- 我が国唯一の税に関する専門家
- あるべき税制について国に建議できる専門性を保有
- 日常的に広く納税者に接し、納税者の良き理解者

租税教育の目的

(申告納税制度の維持・発展)

- 租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知らしめ、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務の理解を深めること
- 社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を持つ国民を育成すること
- 併せて国民に対し税理士制度を正しく周知すること

租税教育事業

(国民への社会貢献事業)……税理士法第49条の2、本会会則第3条6項、第61条の2

- 税理士会及び日本税理士会連合会の会則の絶対的記載事項として、「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定」が設置
- 本会会則の事業として、「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動(租税教育等)に関する施策を実施すること」を記載
- 本会会則の租税教育等に関する施策として、「本会は、申告納税制度の理念にそって、租税の意義及び役割等について国民の理解を深めるため、必要な租税教育等に関する施策を実施する。」と記載

- 民主国家の発展に大きく寄与

- 教育基本法の目的である「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成する」ということにも合致

第2章 学習指導要領と租税教育

I 学習指導要領とは

1. はじめに

私たち税理士は、子供たちの貴重な授業時間を使って、学校で租税教育を実施する以上、学校教育の現場で求められる一定の教育水準の授業を、全国一律に実施する必要があるといえます。それでは学校教育の現場で求められる一定の教育水準とはどのようなものでしょう。この一定の教育水準と理念を明文化しているのが学習指導要領です。したがって私たち税理士が行う租税教育は、この学習指導要領を念頭におきながら、これに準拠した授業を実施することが求められます。

2. 理念

学習指導要領とは、文部科学省が全国一律に一定の教育水準が保てるよう定めた、各学校が教育課程（カリキュラム）を編成する上での基準のことです。子供たちが何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶのか、何ができるようになるかも重視して子供たちの生きる力を確実に育むことを目指しています。「生きる力、学びの、その先へ」ということで、育成を目指す資質・能力を3つの柱で整理されています（下図参照）。なお、学校で租税について取り扱う教科は社会科や公民となります。社会科・公民の教科目標を、社会的な見方・考え方を働きかせ、現代の諸課題を追及したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を育成することを目指しています。

3. 教科目標

公民的資質とは、平和で民主的な国家・社会の形成者として自覚すること、自他の人格を互いに尊重し合うこと、社会的義務や責任を果たそうとすること、社会生活の様々な場面で多面的に考え公正に判断することをいいます。学習指導要領では「生きる力」を育むという理念のもと、小学校、中学校の社会科では「公民としての資質・能力の基礎を育成する」ことを教科目標としており、また高等学校の公民では「公民としての資質・能力を育成する」ことを教科目標としています。

4. 租税教育の位置づけ

税理士が行う租税教育は、学習指導要領を念頭におきつつ、実際の授業内容を組み立てる必要があります。このように学習指導要領をふまえた上で、私たち税理士が、税の専門家としての知識や経験を存分に活用し、「税」という題材を通じて社会について考えさせる授業を実施することこそが、学習指導要領が目標としている「公民としての資質・能力を育成する」授業を実施することへつながります。

出典：文部科学省HP
「学習指導要領 周知・広報ツール」



社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、**三つの力をバランスよく**育みます。

Ⅱ 租税教育に盛り込むべきポイント

学習指導要領をふまえた上で、具体的に学年別でのポイントを紹介します

1. 小学生…キーワードは、「租税の役割」、「国民としての権利及び義務」

- 小学生の学習指導要領の指導計画作成にあたっての配慮事項には、「各学校において地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにする（省略）」と、掲げられています。
- 教科書では、市区町村の税収入及び支出のグラフが掲載され、税金の集められ方、税金の使われ方を学習するようになっています。また、市区町村の予算を決める議会と選挙についても説明しています。
- 納税の義務については、税金が国民生活の向上と安定に使われているため、国民が納税の義務を果たすことの大切さを理解できるようにします。

2. 中学生…キーワードは、「財政及び租税の意義と役割」、「国民の納税の義務」

- 教科書では、まず、財政の役割について考えさせています。
国の収入及び支出のグラフを用いて、財政のお金（税金等）がどのように集められ、どのように使われているのかを学習します。また、公平な税負担や国債についても触れています。
- 国民の納税の義務については、国民が納税の義務を果たすことの大切さを理解させ、税の負担者として税金の使いみちについての理解と関心を深めさせます。

3. 高校生…キーワードは、「財政の仕組みと働き」、「租税の意義と役割」

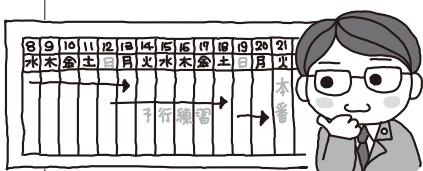
- 教科書では、国の歳入・歳出グラフを用いて、財政の仕組みと働きについて学習します。
- 租税については、その種類や制度の課題について学習し、公債発行と財政の再建についても学習します。
- 公平な税負担のあり方について考えさせ、国民が納税の義務を果たすとともに、納税者としてその用途について関心をもつことの大切さを理解させます。



第3章 スケジュール編

開催スケジュール 安心して授業が行えるように、開催スケジュールをまとめています。

	開催に向けての準備	準備内容(心構え等)
開催1ヶ月前までに	<p>【学校との事前打合せ】</p> <ul style="list-style-type: none">◆学校への挨拶◆実施方法 対面カリモートかの確認◆授業を行う教室の確認◆教員に対し事前に 学習内容を説明	<ul style="list-style-type: none">●学校側との事前打合せは、スムーズな授業のために必要です。また、大切な学校授業の中で開催しますので、児童・生徒に興味をもたれるような授業を行うためにも、教員との打合せは、十分行いましょう。●感染症予防の観点から、学校側がリモート授業を希望されることがあります。依頼されたときには、十分対応できるようにしましょう。学校側のインターネット環境を確認することや、教材の準備、担任の先生に手伝ってもらえるかなどを確認しましょう。●緊急事態宣言など国や自治体の指示が出ている場合に実施するのか、また、台風や大雨の緊急時に、休校となる基準や連絡方法の確認もしておきましょう。●パソコン、スクリーン、プロジェクター、音響、電源場所と延長コード等を学校側で用意可能か確認しましょう。また、教室の大きさや黒板等の有無も合わせて確認しましょう。●使用するテキストや授業の進め方についての説明を行います。また、アンケートの実施についての了解も得ましょう。回収方法は、その場で行うのか、後日、教員に回収して頂くのかを決めておきましょう。●授業の進み具合を聞いて、子供たちがどの程度まで理解できているか確認して、レベルを合わせましょう。●租税教室の中心となるテーマについては、教員と授業内容や進行状況等を確認しながら、選定するようにします。このとき、目標とする理解レベルも合わせて決めておくと良いでしょう。



例示

小学生の場合… ●税について興味や関心を持つ。
●税の大切さを学ぶ。

中学生の場合… ●税のしくみについて知識を深める。
●税の使いみちについて関心を持つ。
●税の集め方についてを理解する。

高校生の場合… ●税制のあり方を考える。
●日本の財政について考える。

●黒板やホワイトボードを使う場合は、チョークや水性マジックの在庫も含め、学校側に準備してもらえるよう伝えましょう。

	開催に向けての準備	準備内容(心構え等)
開催1ヶ月前までに	【学校との事前打合せ】 <ul style="list-style-type: none"> ◆教員からのアドバイス 	<ul style="list-style-type: none"> ●注意すべき用語、児童・生徒を指名するときの注意点等、事前に確認しておきましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童・生徒の人数 	<ul style="list-style-type: none"> ●授業前に、児童・生徒の座席表を預かることが可能か、確認しましょう。預かることで、授業の際に指名して質問することが可能になります。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆授業時間と配分 	<ul style="list-style-type: none"> ●その場合、座席表にはふり仮名もお願いしましょう。
		<ul style="list-style-type: none"> ●一般的な授業時間は、小学校の場合1授業時間45分、中学校・高校の場合1授業時間50分です。学校によっては、1授業時間が90分の特別授業や2时限を通しての授業の要望等もありますので確認しましょう。そのほか、授業参観やフリースクール、土曜授業など時間が変更されていることもあるので注意が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆講師以外の見学予定者の人員と受け入れの承諾 	<ul style="list-style-type: none"> ●時期によっては、短縮授業の時もあり、時間が5分短くなるので注意が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆写真撮影を行う場合の許可とVTR、カメラ等の持ち込み取材の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ●講師養成のための見学者や支部関係者等の講師以外が租税教室を参観する場合は事前に確認しましょう。
		<ul style="list-style-type: none"> ●写真撮影やVTR、カメラ等の持ち込み取材、報道機関の受け入れについては、児童・生徒の保護者の承諾を得る必要がありますので、学校側と十分に確認を行いましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校への出入りについて 	<ul style="list-style-type: none"> ●撮影の際は、児童・生徒の顔が映らないよう配慮が必要なこともあります。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆駐車場の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ●なるべく車の移動時間と生徒の登下校時間が、重なることのないように気をつけましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆その他 	<ul style="list-style-type: none"> ●授業で使用する資料等が多く、車で移動する場合、学校側に駐車場の有無を確認します。ない場合は、学校周辺の駐車場を確認しておきましょう。 ●租税教室の講師として恥ずかしくない、清潔な服装、身だしなみを心掛けましょう。

	開催に向けての準備	準備内容(心構え等)
開催1ヶ月前までに	<p>【授業内容の組立て】</p> <p>◆教材の選定</p>  <p>◆授業の組立て</p> <p>◆資料やテキスト、アニメーションについて</p>	<p>●租税教室で使用する教材を選び、必要な資料収集を行いましょう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">教材例</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 本会・日税連作成のモデルテキスト(パワーポイント) (イ) 本会作成のアニメーション (ウ) 租税教育副読本「税って何かな?」 (エ) 税金クイズ集 (オ) 各自で作成した資料等 </div> <p>●授業の構成には、3つあります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">①導入</p> <p>自己紹介(税理士の職業アピール)、児童・生徒の興味をひくような話題や問い合わせをしましょう。あまり導入に時間を費やさないようにしましょう。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">②展開</p> <p>パワーポイント、アニメーション、租税教育副読本、その他の教材のうち、使用するものの内容を検討していきましょう。児童・生徒の参加意識を上げるためディスカッションも検討しましょう。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">③まとめ</p> <p>授業のまとめとして、一番伝えたい事柄を印象づけるようにしましょう。</p> </div> <p>●本会では租税教室を実施する学校に応じた様々な資料やテキスト、アニメーションを用意していますので、それらを確認し、要望に合った授業を行うようにしてください。また、資料等を学校に持参し、選んでもらうことも検討ください。</p> <p>●本会ホームページにはテキストだけではなく、3分から10分程度のアニメーションを掲載しています。租税教室だけではなく、税に対する理解を深めるために普段の授業でも使用してもらえるように学校の先生等に伝えてください。アニメーションはYouTubeからも見ることができますので、その案内もお願いします。</p>
		第3章 スケジュール編 9

	開催に向けての準備	準備内容(心構え等)
開催1ヶ月前までに	<p>【授業内容の組立て】 ◆予行練習</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●予行練習は、必ず行いましょう。初めての租税教室では、殆どの講師が緊張します。まず、本番をイメージしながら、実際に声を出して練習しましょう。その際、時間を計りながら行うと、時間配分がよくわかります。また、原稿や暗記に頼らないようにしましょう。棒読みになったり、言葉に詰まると次の言葉が出てこなくなることがあります。話すべきポイントが頭の中に入っている状態にできればベストです。また緊張すると早口になりがちです。時間に余裕があれば、ポイントを繰り返し説明しても構いません。 ●ビデオに録画して見直したり、他人に見てもらうのもいいでしょう。
前日	<p>【本番に向けての心構え】 ◆最終確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●授業で使用する教材及び配付資料の確認をしましょう。 ●予定時間より少し早めの行動をし、慌てないようにしましょう。
当日	◆授業本番	<ul style="list-style-type: none"> ●鏡を見て、表情と身だしなみをチェックしましょう。 (緊張すると怖い表情になりやすいです!) ●第一声のあいさつは大きな声でしましょう。 緊張がほぐれます。また深呼吸するのも良いでしょう。 ●時間配分に気をつけ、絶対に延長は避けましょう。 次の授業に影響が出て、迷惑をかけることになります。 ●さあ、自信を持って、租税教室の実施です。 授業を楽しみましょう!
終了	◆アンケートの実施及び回収	<ul style="list-style-type: none"> ●お疲れ様でした。最後に、児童・生徒にアンケートを記入してもらいましょう ●支部へ最新の「租税教育等実施報告書」を忘れずに提出しましょう。

※注意点は、以上です。

準備するにあたっては、本会ホームページに掲載されているチェックリストを活用してください。

第4章 講義編

I 講義に向けて

授業の進め方

(1) テーマを絞りましょう



- 飽きのこない授業にするためにも、一番話しておきたいテーマを絞りましょう。
- 学習内容と児童・生徒の実態に合わせて、テーマに基づいた「ねらい」を設定し、「どんな力をつけたいのか」を考えると良いでしょう。
- 小学生が集中できる時間は、15分程度と言われています。
- 本会作成のモデルテキストを参考にしてください。

(2) 児童・生徒にも 参加してもらいましょう

- 小学生は「児童」、中学生・高校生は「生徒」といいます。
- ディスカッションを取り入れ、児童・生徒に考えてもらうなど積極的に参加できるような授業を心がけましょう。
- ディスカッションを行う場合は、事前にグループ分けを行っているとスムーズに進行することができます。

(3) 質問のしかた

- 児童・生徒の活発な思考を促すように、明快で分かりやすく質問すると良いでしょう。
- 児童・生徒の思考を促す質問とは、
 - 一、児童・生徒の考えを揺さぶる質問
(例示:どんな税金を知っているかな? 等)
 - 一、児童・生徒に選択させる質問
(例示:高福祉・高負担の社会と低福祉・低負担の社会、どちらが良いと思いますか? 等)
 - 一、児童・生徒の発想の転換を図る質問
(例示:今の日本の財政をどのようにすれば良いと思いませんか? 等)



授業の進め方

(4) 質問をしたら、 答えが出るまで 辛抱強く待ちましょう

- 早く答えを導き出そうとして口を挟むのではなく、児童・生徒の方から答えを引き出すようにしましょう。
- 回答してもらったら、たとえ間違った回答であっても、一旦は肯定して、正解を引き出すように心がけましょう。
例えば、「○○さんの答えは、△△ですね。」
- 「答えてくれて、ありがとう」という言葉も添えると良いでしょう。



- 答えられない時は、児童・生徒を支援しましょう。

(5) 興味のわく話題から 入りましょう

- 児童・生徒の身近な話題、例えば、昨日の出来事やその学校行事の事などの話題から入ると、児童・生徒も親近感を覚えます。
- 学校のホームページを事前に確認されると良いでしょう。

(6) 利用する教材について

- 学校でどのような授業を行っているのかヒアリングをした上で、その児童・生徒の知識や理解レベルに合わせて教材を選ぶと良いでしょう。
- 授業の進行状況は、学校側に事前確認しましょう。

(7) その他

- 初めての授業の場合、可能であれば、経験者とペアで行うと失敗も少なく、自信につながります。
- 差し棒などの小道具を活用するのも有効です。
- 導入(つかみ)で、“笑い”を取る必要はありません。
- 授業では、※政治批判とならないよう注意しましょう。

※教育基本法

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

授業での話し方

(1) 大きな声で話しましょう

- 元気よく、メリハリのある大きな声で話しましょう。
- 声が小さいと、児童・生徒が聞き取れず、せっかくの授業が台無しです。
- ただし、早口にならないよう普通より少しゆっくりと、抑揚を考えて話しましょう。間(沈黙)を活用するのも有効です。

(2) 笑顔で話しましょう

- 初めてで緊張するのはよくわかりますが、とにかく、児童・生徒には、「笑顔で」と心がけてください。

(3) 自分の言葉で話しましょう

- 日常会話で使われるような、柔らかい言葉で話しましょう。
- 丁寧すぎる言葉遣いや難しい言葉遣いだと、児童・生徒も固くなりがちです。親しみを込めて話す努力をしましょう。
- 難しい言葉や紛らわしい言い方は避けましょう。

(4) 原稿だけに 頼らないようにしましょう

- 原稿だけに頼ってしまうと、棒読みになりがちです。言葉に詰まると、次の言葉を探すのが困難になり、また、児童・生徒の想定外の反応が出た場合の対応も、ぎこちないものになってしまいます。
- 本番では、原稿はひとつの目安と考える方が無難です。

(5) 話しながらの板書



- 話しながら板書をする場合は、体を斜めにし、児童・生徒を見ながら書くようにします。
- 時間短縮や視覚で訴える場合は、予め、画用紙などの大きな紙に印刷しておくと良いでしょう。印刷した用紙の裏面にマグネットを貼り付けておくと、簡単に黒板へ貼ることができます。

(6) 資料や教材を使う場合

- 「はい、はじめ」や「はい、どうぞ」よりも「ヨーイ」「スタート」と指示するのが良いでしょう。緊張感が生まれます。
- 「10分間で作業してください」などと、指示しましょう。時間を限定することで児童・生徒は集中します。
- 指示した後、着手の早い子供を見て回り、着手の遅い子供には、近づいて指示の再確認をしましょう。

授業での話し方

- (7)「説く」のではなく、
「語り」ましょう
(8)授業に集中させるための
講師の動き



●一方通行にならないように語りましょう。

見つめる
(視線)

児童・生徒一人ひとりと目を合わせる。

近くにいく
(立ち位置)

教壇の前で動かずに授業をするのは
避けましょう。

うなずく
(表情)

「笑顔」で授業をする。

認める
(容認)

やさしい問い合わせや、やさしい指示を入れて、
「よくできたね」と心から褒めて、
認めてあげましょう。

- (9)その他

- 「間の取り方」を意識しましょう。講師が黙ったとき、児童・生徒はかえって集中します。
- 児童・生徒の家庭環境に配慮し、「お父さん」「お母さん」とは言わず、「おうちの人」「ご家族」などと話します。
- 「税金をとる、とられる」という発言は、決してしてはいけません。
つい、口をついてしまいそうになりますが、こらえてください。
- 初めてであったり、経験が浅いと、つい出てくるのが「あ～」「え～」という言葉です。なるべく言わないように、しっかり練習しましょう。



ワンポイントアドバイス ～授業でやってはいけないルール～

- ①腕組みをする。
- ②机に両手をつきながら話す。
- ③特定の児童・生徒にだけ声をかける。
- ④間違った答えで笑う。
- ⑤授業時間(特に終了時間)を守らない。

時間配分について

●一般的な1授業時間は、小学校の場合45分、中学校・高校は50分です。

授業時間は厳守ですので、延長することのないように注意しましょう。

●チャイムが鳴ると、児童・生徒は話を聞いてくれませんし、

次の授業の準備があるので、学校側に迷惑をかけることになります。

(1) 時間が余った場合

余った時間の活用方法として、

●児童・生徒からの質疑応答の時間を設けましょう。

●税金クイズ集の活用や授業のまとめを繰り返しましょう。

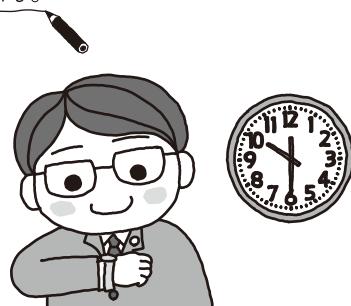
●授業内容をノートに筆記させる、もしくは、アンケート記入の時間にあてても良いでしょう。

(2) 時間が足りない場合

●事前準備をしても、中々思うように進行しない場合があります。

●時間が足りなくなりそうだと思ったら、慌てることなく、その授業の中で一番伝えたいことやポイントを話して、まとめるようにしましょう。

●授業内容を省略しても構いません。



ワンポイントアドバイス ~初めての講師~

●児童・生徒に全て話すことばかり考え、児童・生徒の“顔”を見ていませんことが多いです。

●3～4回目の授業で何となくわかってくるものですから、場慣れすることが大切です。

●ただ、1回限りの「出前授業」では、失敗できませんのでモデル授業の動画を何度も観るなど、自分のスタイルをつくりましょう。

黒板(ホワイトボード)の使い方

(1) 基本形は、左右1段組

●黒板(ホワイトボード)を左右に分割し、左側が一杯になったら右側へ移動し、続けていきます。

(2) 上下左右には、余白を残しましょう

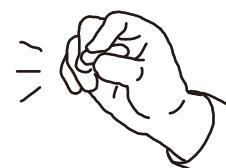
●余白は、黒板消し1つ分(約20cm)程度です。

(3) 文字をきれいに見せるコツ

●文字の横線を全体的に少し右上がりに書くことです。

(4) チョークの持ち方

●チョークは、親指、人差し指、中指の3本の指で固定して持ち、腕全体で書くことを意識しましょう。



(5) 文字の大きさ

●板書の文字の大きさは、一番後ろの席の子が見える大きさが原則です。

(6) 板書の基本は、1時限の授業で黒板1枚分です

●書いたものは、消さないようにするのが、コツです。画用紙やマグネット式の用紙を貼り付ける場合も同様です。なるべく、剥がさないように工夫しましょう。

●学習の流れが見える板書になれば、ベストです。

(7) 板書をする場合は、横書きが基本!

●文字は、略字を使わず、筆順を間違わないように気をつけましょう。

あがらないための4カ条

一、大きな声をだす。(元気なあいさつ等)

一、体を動かす。

(板書する、児童・生徒のところまで行く等)

一、児童・生徒に発言してもらう。

(児童・生徒を指名する等)

一、万全の事前準備(これが一番大切!)



※1時間の授業に対し、3時間の事前準備が必要といわれています。子供たちは、シビアに見て反応(あくびをしたり、面白くないなどとはっきり言う等)しますので、ぶつつけ本番とならないよう、しっかりと事前準備をしましょう。

冒頭のあいさつについて

[冒頭のあいさつとは]

(1)児童・生徒との 最初の接点

●租税教室を実施するときは、講師の皆様は緊張していると思います。しかし、租税教室を受ける児童・生徒も同様に緊張しています。そこでお互いの緊張をほぐし、良い租税教室にするために、最初の接点である冒頭のあいさつが非常に重要です。

●時間にして3~5分程度ですが、児童・生徒の心を動かすための貴重な時間ということをしっかりと理解して準備をしてください。信頼できると感じる人の言葉は人を動かす力を持ちます。

・この人の話を聞いてみたい。

・自分たちのためになりそうだ。

と思ってもらえることを心がけてください。

●冒頭のあいさつに力を入れすぎたり、「うけ」を取るために特別なことをすることのないように注意してください。

(2)冒頭のあいさつの内容

●冒頭のあいさつでは普通3つのことを話します。

①
自己紹介に
ついて

②
税理士の仕事
職業紹介

③
これから始まる
授業の前に

●この3つのことを準備するために打ち合わせで学校を訪れたときに、その学校の雰囲気を感じてください。

- ◎校庭で遊んでいる児童たちの元気な声
- ◎部活でにぎわう生徒たちの活気ある声
- ◎運動部や吹奏楽部等の部活の音
- ◎それ違う児童・生徒たちからのあいさつ
- ◎児童・生徒や卒業生が受賞したトロフィーや賞状等
- ◎卒業記念の製作品等

●児童・生徒との距離を縮め、親近感がわき、受け入れてもらいやすくなる話のヒントは数多くあります。せっかくの打ち合わせを授業の詳細を詰めるだけに使うのはもったいないです。

(3)教室に入ったときに



●授業の前、教室に入るときに大きな声であいさつをしましょう。

明るく元気なあいさつは租税教室の時間を元気にします。

●時間があれば児童・生徒のそばに行って話しかけてみましょう。そこでも多くのことを得ることができると思います。

◎修学旅行のこと ◎部活のこと

◎教室に掲示している児童・生徒の作品をほめること

冒頭のあいさつについて

[冒頭のあいさつの内容]

(1)自己紹介

- できるだけ笑顔で、かつ元気よく、メリハリのある声で自己紹介をしてください。

- 無理に盛り上げたり、笑いを取ろうとする必要はありませんが、和やかな雰囲気になるように心がけてください。



- 場所がわかりやすいようにローカルな目立つ場所をあげて、身近に感じてもらえるようにしましょう。

- 差し支えない程度で個人的な話をして、その中に児童・生徒と共に通点があると親近感がわき、話を安心して聞いてもらいやすくなります。

- 趣味や好きな音楽
- 学生時代の話(部活や好きな教科)
- ペットのこと

- 自己紹介で盛り上がりすぎて、必要な租税教室の内容が頭に入らなくならないように注意してください。

冒頭のあいさつについて

(2) 税理士の仕事・職業紹介

●「税理士」という職業を知っていますか?と問い合わせます。

知っている人が
多い時

意外と多くて安心しました。
でも、聞いたことはあっても
どんな仕事をしているかまで
知っていますか?

知らない人が
多い時

残念です!
意外と知られていない
職業だけど
本当に必要な職業ですよ!

●職業紹介の例

◎例えば

病気になったらお医者さん、
勉強がわからなかったら学校の先生、
税金のことがわからなかったら税理士さんに
相談して助けてもらいます。
という紹介が簡単でいいと思います。

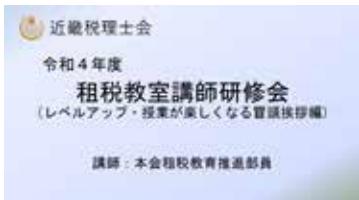
◎また税理士の人数について、

「実は税理士の数はコンビニの数より多いんだよ。

コンビニは約5万店、

税理士の事務所は6万事務所以上です。」

詳しくは本会ホームページから研修動画を見てください。



●税理士になった理由や税理士になってよかったことについての話をしてみてください。

例を挙げますが、自分の事を話してください。

税理士になった理由

一生続けられる仕事や資格が欲しかった
働き方を自由に選ぶことができる
人助けができる仕事だから

税理士になってよかったこと

いろいろな人とのつながりができる
定年がなく、一生働くことができる
税金のことで困っている人の力になってあげることができる



冒頭のあいさつについて

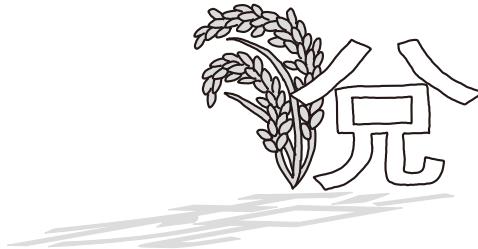
(3)これから始まる 授業の前に

- あいさつ、自己紹介が終わったら問い合わせをしてみましょう。

「税金って何かな?必要なものかな?」

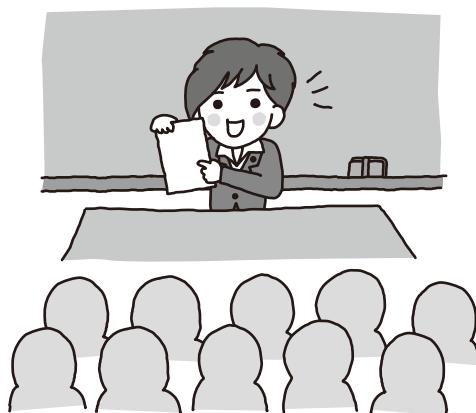
これから始まる租税教室のためにまず考えてもらいます。

- 税金を身近に感じてもらえるように、少しでも興味を持ってもらえるような時事ネタについて何か話をするのもいいことです。



(4)冒頭のあいさつの注意点

- 租税教育は、社会の構成員として正しい判断力と健全な納税者意識を持つ国民を育成するために行う「**税を通して社会を考える学習**」です。
- 講師自身が「児童・生徒とともに楽しもう!」という気持ちで授業を始めてください。
- あいさつや自己紹介は租税教室を円滑に行うためのいわば準備体操です。冒頭部分に力を入れすぎて租税教室の内容が児童・生徒たちの印象に残らないようになってしまっては意味がありません。



Ⅱ ディスカッション

ディスカッションについて

【ディスカッションとは】

(1)求められる授業

- 学習指導要領が改訂されました。

「学習指導要領」とは、文部科学省が定めるカリキュラムの基準のこと、全国どこの学校でもこの学習指導要領に基づきカリキュラムが編成されます。

- この新学習指導要領では「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」が重視されています。従来より多かった受動的な講義形式の授業ではなく、子供たちの積極的な参加を促す授業が求められており、これを「アクティブ・ラーニング」といいます。このアクティブ・ラーニングの有効な方法の1つとしてディスカッションが挙げられます。

(2)ディスカッションとは

- 討論・議論という意味を持つ言葉です。参加者は決められたテーマに対して自由に意見を交わします。教育現場でディスカッションを取り入れることは、自主性や協調性、社会性など児童・生徒の様々な能力の向上に効果的であると言われています。ですので、今後はこれまで以上に学校側から新学習指導要領に則ったアクティブ・ラーニングの手法であるディスカッションが求められるようになると思われます。

(3)注意点

- ただディスカッションを実施するだけでは、不十分です。ディスカッションを実施する目的をしっかりと持ち、ディスカッションを通して、

「何を考えさせるのか?」「何を得ることができるのか?」

を考えて実施してください。



「何を考えることができたら目標達成」なのに常に気を配り、発表の最後にまとめを入れるなど、児童・生徒自身が考えるきっかけになることが大切です。



ディスカッションについて

【ディスカッションの準備】

(1)入念な準備

●ディスカッションの目標を明確にします。児童や生徒が考えるきっかけになるように心がけてください。

●準備が十分でないと失敗の原因になります。失敗しないためにも準備をしっかりして当日に臨みましょう。

(2)授業の前に決めておくこと

●ディスカッションをする班分けをします。

事前に打ち合わせをしておかないと、貴重な時間を無駄にしてしまいます。

(3)役割



●司会者、書記、発表者も授業の前に決めてもらいます。役割を決めておかないと、好き勝手に話をしたり、議論が進まなかつたりと、限られた時間の中で話をまとめるのが難しくなります。

司会者 ディスカッションの進行を行い、
参加者の意見を引き出す役割です。

書記 話し合いの要点を書き残し、最後の発表に向けて
わかりやすくまとめることが役割です。
書記がいると、せっかく話し合ったことがわからなくな
くなったということもなくなります。

発表者 ディスカッションで話し合った内容をみんなの前で
発表する役割です。発表者を決めておかないと誰
が発表するかで最後にもめるかもしれません。

(4)ディスカッションの材料

●ディスカッションが有益なものとなるためには、一人ひとりが
自分の考えを持ち、議論に参加する必要があります。自分の
考えを持っていないと他の人の話に耳を傾けるだけとなる恐
れがあります。そうならないために、児童や生徒が考えるため
の前提となるディスカッションにあった材料を用意してください。例えば質問をいくつか用意して、考えて発言してもらうよ
うにするというのも効果的です。



ディスカッションについて

【ディスカッション中】

(1)心構え

- 講師自身がディスカッションに苦手意識を持たないことです。児童・生徒たちが反応してくれるのだろうか、うまくまとめられるか、と不安に思うかもしれません、挑戦してみましょう。「案するより産むがやすし」です。

(2)タイムコントロール

- 授業時間をしっかりと把握して、ディスカッションの制限時間を決めておきましょう。ディスカッションが早く終わった生徒の中には、別の雑談に移ってしまったり、ディスカッションが白熱して教室全体がざわついてしまうこともあるので、卓上ベル(呼び鈴)などを準備して、ディスカッション終了の合図にしても良いでしょう。途中で、あと〇分ですと言うのも大事です。

(3)雰囲気づくり

- 意見を言いやすい雰囲気作りにつとめましょう。基本的には、生徒が自主的に発言してくれるのを待ちましょう。意見が出にくいときは、講師側から質問をして意見を引き出しましょう。どうしても、発言する生徒がいないような場合には、あらかじめ先生との打ち合わせで発言してくれそうな生徒を聞いておくのも良いでしょうし、講師がそばに行って、直接発言を求めてみても良いかもしれません。ただ、決して無理強いはいけません。

(4)発言中

- 生徒が発表している時には、生徒の顔をよく見て、しっかりうなずきながら話を聞いてあげましょう。意見が出たらどんなものでも否定をすることなく、受け止めてあげましょう。発表が終わったら、生徒の発表内容を軽くまとめて、復唱したり、板書したりすることも効果的です。

(5)意見について

- 意見を求めたときに「わかりません。」「今はまだ意見がまとまっていません。」という生徒がいるかもしれません。これも一つの意見です。議論する中で、意見ができていくこともあります。議論が進む中で今一度「何か思いついたことがあったら発表してください。」と声掛けをしても良いかもしれません。

- 考えは人によって様々です。「これが絶対に正しい」という意見はありません。同じように「この意見は間違い」というものもありません。「自分はどっちでも…」というよりも「自分の意見」があった方が、自分と異なる意見にふれたとき、新しい考えを発見することができますし、自分の考えを広げ深めていくことになります。「自分の意見」を持つということ、「自分の意見」と違う人の意見も大切にするということ、これが「思いやり」につながることも伝えられたら良いと思います。



Ⅲ ウェブ租税教室

ウェブ租税教室

【ウェブ租税教室】

(1) ウェブ租税教室とは

● ウェブ会議システムなどのICTを基盤とした遠隔技術などの最適な先端技術を利用して行う租税教室(以下、「ウェブ租税教室」という)をいいます。

● ウェブ租税教室は、学校側との打ち合わせにおいて、特に複数クラスで実施する場合はメリット・デメリットを説明してください。その上で、学校側に検討してもらってください。

● ウェブ租税教室には2種類の形態があります。

講師-教室接続型 講師である税理士が事務所等の場所と生徒がいる教室をつないで授業をする形態

講師-学習者接続型 講師である税理士が事務所と児童や生徒一人ひとりの端末と接続する形態
学校側との打ち合わせの際にどちらを希望するか確認してください。



(3) 配信者の場所

● ウェブ租税教室を配信する場所は、講師である税理士の事務所だけではなく、学校内の図書室、視聴覚室、放送室やその他の教室になることもあります。学校側と相談して適切な場所を選択してください。学校内の教室であれば通信トラブルがあっても対応しやすいです。

(4) ウェブ租税教室の メリット

● 距離に関係なく租税教室を行うことができることや複数クラス同時開催ができることが挙げられます。

● また、講師だけでなく、児童や生徒が学校にいなくても租税教室を受けることができるのもメリットの一つです。

● テキストを確認しながら進めやすいです。

(5) ウェブ租税教室の デメリット

● 授業中は生徒の顔が見えにくいので、反応がよくわからず初めて実施すると戸惑うかもしれません。

● 必要な機材等をそろえるために費用が掛かります。

ウェブ租税教室

【ウェブ租税教室の準備】

(1)学校側との打ち合わせ

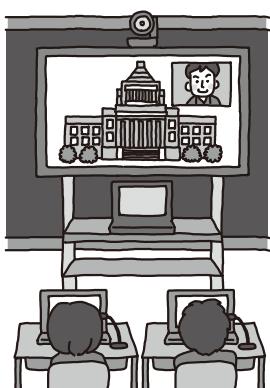
- 通常の租税教室よりもさらに入念に打ち合わせをする必要があります。特に現地に講師が行かない場合は機材のトラブルを想定しないといけません。
- 必要な機材をどちらが用意するのかも一つずつ確認します。
- ディスカッションを行う場合は、進行役や機材操作の担当者を決めておくことが大切です。
- 教育委員会のICT支援員に応援をお願いしても良いでしょう。
- 打ち合わせの際に事前接続テストができれば安心です。

(2)複数クラス同時開催の場合

- 通常の1クラスでの開催と違い、ウェブ技術を使用すると複数クラス同時に開催することができます。その場合は通常よりも確認事項が増えます。

- 講師はどこから実施するのか?
→事務所、支部や税務署の会議室、学校の教室
- ディスカッションを行う場合の進行役をどうするのか?
→各クラスに税理士が行く、担任の先生に任せる
- 教室の様子をどのようにして確認するのか?
→各クラスに備付けのカメラか、PCのカメラか

(3)必要な機材



- 遠隔地で行うためのもの
- インターネット(学校側、講師側)が必要です。
- 学校と講師をつなぐためのもの
- ZoomやMicrosoft Teamsのようなウェブ会議システムを使用します。
- 教室を確認するためのもの
- カメラ(専用カメラ、Webカメラ、ビデオカメラ)
- 講師の声と教室の声を伝え、聞くためのもの
- マイクスピーカー(学校側、講師側)が必要です。

(4)アンケート

- 当日学校に行く場合はアンケートを持参できます。しかし当日学校に行かない場合は、打ち合わせの際に持参して後日郵送か取りに行くかを確認してください。郵送していただく場合は封筒を準備し、学校側の負担にならないように注意してください。
- ウェブ租税教室の場合は特に学校の先生にもアンケートをお願いし、問題がなかったかを確認することをお勧めします。

ウェブ租税教室

【ウェブ租税教室の実施】

(1) ウェブ租税教室を始める場合

- ウェブ租税教室であっても最初の元気なあいさつが大切です。児童や生徒の皆さんにはいつもと違う授業で緊張していたり、不安に思っています。その気持ちを最初の元気なあいさつで吹き飛ばしましょう。
- ウェブ租税教室であっても通常の授業と変わりないことを伝えます。物珍しさだけで、内容が残らないものになっては意味がありません。
- トラブルに対応できる人に待機してもらえると安心です。通信トラブル等が発生するとせっかく準備した租税教室が台無しです。万全を期すために1クラスに一人、補助講師を派遣することも検討してください。

(2) 授業中

- 通常の授業と違い児童や生徒の表情がわかりにくく、いつも以上に理解度がつかみにくいので注意しながら進めてください。
- 授業中問題が起こった場合、教室にいる学校の先生の力を借りましょう。大切なことは焦らないことです。

(3) ウェブでのディスカッション

- ウェブ租税教室であってもディスカッションは積極的に取り入れてください。実施方法は2パターンが考えられます。

◎ 教室で班分けをしてもらい、 通常の租税教室と同じように実施するパターン

遠隔地からでは進行が難しくなるため、打ち合わせの際に先生の協力を取り付け、進行を一部任せましょう。

◎ ウェブ会議システムの機能を使うパターン (Zoomの場合ブレイクアウトルーム)

ブレイクアウトルームの設定や管理をする人を用意する必要があります。講師が話をしながら管理をすることは困難です。また事前に練習をして慣れておくことが必要です。

特に誤ってブレイクアウトルームからの退出ではなくウェブ会議システムから退出する人がいるため、事前に問題が起こった場合も想定して租税教室に臨んでください。

操作に手間取ると児童や生徒の集中力が切れてしまい、まとまりのない授業になってしまいますので、本番を想定した予行練習を行う等、特に気を付けて準備をしてください。

通常のディスカッションよりも時間管理が難しく、先生に任せているため、細かな時間管理をしましょう。



- 困ったことが起きた場合、基本的には担任の先生が対応してくれます。
- それでも、授業を進める中で困ることが発生する場合に備え、
その対処法を以下に列挙します。

Q 居眠りしている生徒がいたら…

A

(1)居眠り対策

- 声の大きさやアクセントなど、メリハリをつけましょう。
- 話す内容を生徒の知識レベルに合わせましょう。
- グループ討議などを行い、発表してもらいましょう。
- 軽い体操や背伸びをさせるのも良いでしょう。

(2)眠っている生徒への対処法

- 眠っている生徒の前後左右の席の生徒に簡単な質問をし、
椅子から立って答えてもらいましょう。
- それでも起きない場合は、
更に他の周囲の生徒に質問しましょう。
- ※大学入試共通テストなど、大学入試にも
租税に関する問題が出題されています。
授業の中で、そのことを伝えておくと、
居眠りする生徒は減るかもしれません。



Q 私語をする生徒がいたら…

A

- 「話を聞くように」と、直接指示を出すのではなく、「持っているものを置いて、おへそをこちらに向けてください」と、具体的に何をすれば良いかを示しましょう。
- 児童・生徒が落ち着かないときは、「クイズ型の問題」を使用すると良いでしょう。クイズは、三択が良いです。選択肢があれば、いずれかに挙手して授業に参加できます。
- 板書内容、まとめ等を「私の後について読んでください」などと呼びかけ、一緒に読みましょう。コツは短く切って、読むことです。長いと声が揃いません。

Q しらけムードがでたら…

A

- 指名した生徒が答えられなくても、別の生徒を次々に指名していきましょう。その際、答えられた生徒は、大いに褒めましょう。
- 資料を提示しての質問では、「思ったことを言ってください」と、やさしい質問にしましょう。
- 大きな数字（～兆円）で説明するのは、避けましょう。
- 話が長いと疲れてくるので、たとえば、「2つ話をします。1つは、～。2つは、～。」という具合です。
- 簡単な問題を次々とテンポ良く出して、児童・生徒と掛け合いながら進めると良いでしょう。

Q 難しい質問をされたら…

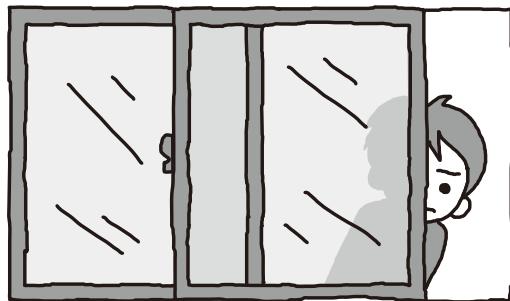
A

- 質問が出ることは良い反応の現れですので、奨励しましょう。
- 質問には丁寧に回答し、誠意のある対応をしましょう。
- 状況によっては、他の生徒からの回答を求めましょう。
- 調べる必要がある質問に対しては、後で調べて答える、または、調べる方法を教えましょう。

Q その他、こんなときはどうすればいい？

A

- 児童・生徒が授業に参加しない。
(教室に入らない、廊下でたむろしている等)
- 明らかに授業を妨害する児童・生徒がいる。
- 担任もしくは、教科担当の教諭が同席しているにも関わらず、授業に参加しない児童・生徒に注意をしない。
- 「税金の話なんて全く興味ありません」と言わんばかりの態度をとる児童・生徒が多数いる。 等
※学校によっては、まれに、上記のようなクラスを担当することもあります。
外部講師を招いての授業のため、このような状況にならないよう、学校側も配慮しているのが基本です。
- ※それでもこのような状況になった場合、私たち外部講師の責任ではありません。あくまでも学校側の姿勢であり、私たち外部講師は気にせず、授業に臨みましょう。





近畿税理士会

〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町1-5-4
TEL.06-6941-6886 FAX.06-6942-2182
ホームページ <https://www.kinzei.or.jp/>

編 築 近畿税理士会 租税教育推進部
発 行 近畿税理士会

税理士のための『租税教室実践マニュアル』

2010年10月初版発行	2020年 7月9訂版
2012年 9月2訂版	2021年 5月10訂版
2013年 9月3訂版	2023年 6月11訂版
2014年 8月4訂版	
2015年 6月5訂版	
2016年 7月6訂版	
2017年 6月7訂版	
2018年 7月8訂版	